

沖繩島における土木建築事業の労働者災害補償
保険法の適用に関する現地調査について
(昭和二十五、六
省)

(イ) 出張者の官職及び氏名

労働省労働基準局労働災害補償課長

労働省労働基準局監督官 池 辺 道 隆

労働省労働大臣官房渉外課 尾 戸 長 春

労働省労働基準局労働災害補償課 大 森 茂

(ロ) 出張等の期間、出発及び帰国の期日(平史)

出発 昭和二十五年六月十六日 期間 二十五日
帰国 昭和二十五年七月十日

(ニ) 出張の目的

沖繩島における土木建築事業の労働者災害補償保
法の適用に関する現地調査

(三) 日程の概要

六月 十六日 出発

六月 二十日 沖繩着

六月 二十一日 現地調査

七月 五日 沖繩発

七月 六日 帰国

(四) 旅費の出所

日本政府保有外資(官吏の派遣、
外務省。理。事。長。官。の
決定)

國家公務員法附則九條の試験にもとずく
(六、一〇、郵政省)

一、任用候補者の提示は今回にかぎり當該指定官職にある者及び當該指定官職を第一志望とする者の中から成績順に選ぶこと。

(理由) 志望せざる者を辭退させるための煩雜をさけるため

二、任用候補者の提示に際し今回にかぎり上級職に提示されたもので現に下級職にある者については當該下級職について優先的取扱をすること。

(理由) 上級職の名簿に提示された者が下級職に任用できないことはいかにも不合理である。

國家公務員法附則九條の試験にもとづく
任用候補者の提示方について (六、一〇、郵政省)

一、任用候補者の提示は今回にかぎり當該指定官職にある者及び當該指定官職を第一志望とする者の中から成績順に選ぶこと。

(理由) 志望せざる者を辭退させるための煩雜をさけるため

二、任用候補者の提示に際し今回にかぎり上級職に提示されたもので現に下級職にある者については當該下級職について優先的取扱をすること。

(理由) 上級職の名簿に提示された者が下級職に任用できないことはいかにも不合理である。